

○山形市建設工事等指名競争入札参加者指名要領

(趣旨)

第1 この要領は、山形市工事指名競争入札参加審査会規程(昭和43年市訓令第7号)第4条の規定に基づき、市が発注する建設工事及び設計、測量、調査、コンサルタント業務等(以下「建設工事等」という。)の契約に係る指名競争入札に参加させようとする者(以下「入札参加者」という。)の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(選定の判断事項)

第2 入札参加者を選定する場合は、次の各号に掲げる事項を調査のうえ、山形市契約規則(昭和39年市規則第18号)第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「一名簿」という。)に登載された者のうちから、次条の規定により選定を行うものとする。

- (1) 指名競争入札に参加する資格について(昭和39年市告示第20号)に規定する資格の有無
- (2) 不誠実行為の有無
- (3) 経営及び信用の状況
- (4) 指名及び受注の状況
- (5) 既発注建設工事等の工事成績
- (6) 発注建設工事等に対する地理的条件
- (7) 手持ち建設工事等の状況
- (8) 発注建設工事等についての技術的適性
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況

(選定方法)

第3 入札参加者を選定する場合の一般基準は、次のとおりとする。

- (1) 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程(昭和57年市告示第35号。以下「規程」という。)第4条に規定する等級別格付の区分をする工事においては、当該等級に属する者のうちから選定するものとする。
 - (2) 前号に規定する建設工事等以外の建設工事等においては、工事の種類及び工事の金額に応じ、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく経営事項審査の結果を考慮し、当該建設工事等を適正かつ円滑に施工できる者を選定するものとする。
- 2 前項の基準を満たす者のうち、次の各号の一に該当する者は、他の者に優先して選定することができるものとする。
- (1) 既発注建設工事等の施工成績が優秀な者
 - (2) 発注建設工事等の施工場所付近に営業所を有する者

- (3) 発注建設工事等と同種の工事を専業とする者
- (4) 発注建設工事等と同一業種の関連する工事で、施工済若しくは施工中の工事の施工者

(直近上位又は直近下位の等級に属する者の選定)

第4 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項第1号の規定にかかわらず、同条第2項各号の一に該当する者に限り、直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから、指名選定人数の2分の1を超えない範囲内において選定できるものとする。

(等級に属する者以外の者の選定)

第5 市長は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認めるときは、名簿に登載されている者のうちから、等級に属する者以外の者を選定できるものとする。

- (1) 発注建設工事等が災害の復旧等、特に緊急を要する工事であるとき。
- (2) 発注建設工事等が施工上特殊な専門的技術（特許工法等を含む。）を必要とする工事であるとき。

(選定の制限)

第6 市長は、次の各号の一に該当する者は、選定することができないものとする。

- (1) 不誠実な行為がある者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 同一の発注建設工事等において、事業協同組合を選定した場合の当該組合の組合員
- (4) 最近における施工済の既発注建設工事等の施工成績が不良である者
- (5) 発注建設工事等と同一業種の関連する工事で、連続して受注した工事の施工者
- (6) 一定期間経過するまでの新規又は随時登載者

(指名選定人数)

第7 入札参加者の指名選定人数は、次のとおりとする。

設計金額	人数
3,000万円以上	概ね12人
1,500万円以上3,000万円未満	概ね10人
1,500万円未満	概ね8人

(入札参加者の審査)

第 8 入札参加者を選定しようとするときは、請負人指名調書(別記)により、山形市工事指名競争入札参加者審査委員会規程(昭和 43 年市訓令第 7 号)第 2 条に規定する指名審査会に付すものとする。

(その他)

第 9 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 9 年 4 月改正)

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 17 年 4 月改正)

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 19 年 4 月改正)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。